個別施策管理シート　対象事業年度 平成 24 年度

個別施策22

政策	5　安全な港	施策推進責任者	防災・危機管理担当部長 港営部長
基本施策	07　危機管理機能の強化		
個別施策	22 保安対策を強化する		

1. PLAN（目的・内容）

目的	サービスの対象者（誰のために）	国際航海に従事する旅客船及び500総トン以上の船舶
	サービスの対象物（何を）	テロ行為
	意図（どういう状態にしたいのか）	未然に防止する
内容	SOLAS条約（海上人命安全条約）の改正に伴う国内法の制定に対応して、本組合では埠頭保安規程を策定しており、これに基づいた保安措置を講じることによりテロ対策での国際的役割を果たしていきます。	
目標	関係機関と保安対策の強化を図り、港湾におけるテロ行為を未然に防ぎます。	目標達成に影響する外的要因等

成果指標	実績等	年度	H20	H21	H22	H23	H24	目標 H24	指標の説明（式）
名古屋港におけるテロ行為の発生件数	実績	件	0	0	0	0	0	0	
	達成度	○/×	○	○	○	○	○		
	実績								
	達成率								

2. DO（個別施策を構成する各事務事業の取組内容と今後の方向性）

重点化	担当課名	事務事業名（コード）	事務事業の概要	主な活動・成果指標	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績見込み	目標値（年度）	平成24年度実施事業に基づく評価結果：平成24年度末までの状況※1	平成25年度以降の取組の方向性：事務事業※2	成果※3	コスト※4	備考（判断の理由・目標年次の変更等）
					上段：指標達成状況 下段：事業費（千円・人件費込）								
	（総務部）防災・危機管理担当	港湾施設における保安対策の推進	平成16年7月から施行された改正SOLAS条約に基づいた国内法に則り、港湾保安対策における事案を想定し、保安規程の見直しや保安訓練等を実施します。	保安訓練評価における問題点（件）	(4,389)			0（継続）					「港湾施設における保安対策の推進」(個22事01)へ統合
	（総務部）防災・危機管理担当	名古屋港保安委員会の開催	港湾保安における関係行政機関及び関係機関等で構成する名古屋港保安委員会（ナゴヤハーバーネットワーク）に委員全ての参加を要請します。	情報共有の件数(件)	(893)			5（継続）					
	（総務部）防災・危機管理担当	港湾施設における保安対策の推進(個22事01)	平成16年7月から施行された改正SOLAS条約に基づき、国内法化した「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律」に基づく、港湾保安対策を的確に推進します。	保安訓練の開催（回）	5 5,099	5 5,182	5 5,240	5（継続）	順調	継続	⇨	⇨	重要国際埠頭施設の管理者に国内法で義務付けられているため。
◎	（総務部）防災・危機管理担当	制限区域への出入管理情報システムの導入(個22事03)	国が進める国際港湾施設(コンテナターミナルを対象）への出入管理情報システムの導入に向けて、国、各港湾関係者及び利用者と情報を共有し、円滑な導入を図ります。	システムの改善率（%）	－ 4,241	69.0 4,310	100 4,358	100（H25）	やや遅れ	延伸	⇨	⇨	国が義務付ける三点確認（本人・所属・目的）の確実な実施を図るため。
○	（港営部）港湾管理事務所	港湾施設の保安確保のための監視業務等の実施（個22事04）	保安対策警備監視業務並びに埠頭保安機械設備点検及び保守・維持等業務を委託し、港湾施設の保安確保のため適宜警備体制の増強及び施設維持修繕を実施することにより、人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止します。	不法侵入不正退場の未発見件数（件）	－ －	－ －	0 237,749	0（継続）	順調	継続	⇨	⇨	港湾施設の保安対策は不可欠であり、引き続き成果を維持していく必要があるため。
				施策コスト（事業費合計）	9,340	9,492	247,347						

注）事業費は総事業費から本組合負担分を抽出して計上しています。
注）目標値欄の「（継続）」は完了年度を定めず行う事業です。この場合の目標値及び目標年度は、原則として24年度の中間目標として設定しています。

4. ACTION（個別施策全体の今後の取組の方向性）

平成25年度以降の取組の方向性 区分	成果※3	コスト※4	平成25年度取組の方向性の判断の理由（本組合財政収支への影響の考察を含む※5）
拡大 維持 縮小	⇨	⇨	・国土交通省告示の実施（出入管理の強化）に伴い経費の増額となりますがが、「出入管理情報システム」の導入により、人で実施する場合と比べ、警備員の増加を抑え、経費負担を抑えるとともに、物流への影響もあわせて最小限にします。

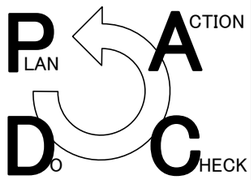

今後の展開方向（新規事業の創出、事務事業の見直し等）

・国が主導するPSカード（身分証明書）及び出入管理情報システムの活用により、保安の確実性と物流の効率化の両立を図ります。

・港湾運営会社の検討の中で、保安業務の移行についても合わせて検討しています。

・次期政策体系（26年度～）において、本施策及び事務事業構成の見直しの検討を行っていきます。

3. CHECK（個別施策全体における取組状況と課題）

前年度の評価結果を踏まえて取り組んだ内容と現状における課題認識

・国、ターミナル関係者等と出入管理情報システムの導入調整を進めてきましたが、国の運用方針の見直しにより、システムの本格実施が一年延長され平成26年7月からとなったことに合わせ、改めてシステムのあり方について見直し検討を行います。

・出入管理情報システムの運用の見直しに対応し、保安の確実性と物流の効率化の両立を目指した調整を図る必要があります。

・政策体系として評価を行うことが適さない日常業務については、次期政策体系の策定において見直しが必要です。

構成事務事業の適正性（構成される事務事業で個別施策の目標を達成できているかどうか。できていない場合は改善策を記入）

・事務事業の構成内容は概ね適正です。